

## 美浜原子力発電所事故の原因究明と原子力政策の根本的な見直しを求める意見書

8月9日、関西電力美浜3号炉で発生した2次系配管破断事故は、これまでの原子力発電所にかかわる事故の中で最大の犠牲者を出したものであり、原子力発電所の安全性の根幹にかかわる重大事故である。犠牲になられた5人の方のご冥福と、負傷された6人の方のご回復を心からお祈りするとともに、今回の事故を重大な警鐘ととらえ、徹底的な事故原因の究明と、原子力政策の転換と根本的な見直しを求めるものである。

今回の事故は、運転開始以来28年間、一度も点検されなかった箇所が発生した。また、1986年アメリカ・サリー原発で同様の事故が発生しており、さらに昨年11月には検査会社が未点検箇所であることを通知していたにもかかわらず、関西電力は適切な措置をとってこなかった。加えて、電力各社が安全性を後回しにし、効率優先でコストダウンを図ろうと定期検査の短縮を競い合い、かつては3カ月かけていた検査をわずか1カ月で完了するようなことが常態化していたという背景もある。

これらの問題は、もはや関西電力という私企業の管理体制のずさんさととどまることなく、今日の原子力行政のあり方を根底から問い直さなければならないことを示している。

よって、本市議会は、政府に対し以下の対策を求める。

- 1 事故を教訓として、すべての原子力発電所について早急な安全点検の徹底を図ること。
  - (1) 配管の減肉状況を調査し、結果と対応策を明らかにすること。
  - (2) 検査会社から指摘された報告をすべて公開すること。
  - (3) 未点検箇所の有無を直ちに確認し、迅速な対応をとること。
  - (4) 定期検査準備として出力運転中に大量の作業員を入域させる等の実態があれば、安全確保の観点から、直ちにやめさせること。
- 2 安全対策体制の見直しと改善を図ること。
  - (1) 「維持基準」制度を撤回し、定期検査のあり方を根本的に改めること。
  - (2) 検査会社の検査結果については国への報告を義務づけるよう法整備をすること。
  - (3) 第三者機関による公正で厳正な安全性のチェック機能を果たすシステムをつくること。
- 3 原子力・核燃料サイクル政策を根本的に見直し、国民に開かれた議論の上で、代替エネルギー政策を進めること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男